

所得税・消費税・贈与税の申告は、e-Taxをご利用ください

～ 所得税の確定申告でe-Taxをご利用いただくメリット ～

- 税務署に行かずに自宅から申告できます。
- 生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。
※法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。
- 自宅や税理士事務所からe-Taxで提出された還付申告は3週間程度で処理しています。
※1月・2月に提出された場合は、2～3週間程度で処理しています。
- 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。
※メンテナンス時間を除きます。

～ e-Taxの利用手続がより便利になりました ～

平成31年1月から従来の方式に加え、次の2つの方式をご利用いただけます。

- ・マイナンバーカード方式
- ・ID・パスワード方式

詳細については、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

～ 国税庁ホームページから確定申告（e-Tax）～

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページから作成できますので、是非ご利用ください。
画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができ、作成した申告書等をe-Tax送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。

是非、スマートフォンでe-Taxをご利用ください。



確定申告に関する情報は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

※e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方の問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 電話番号 0570-01-5901

※マイナンバーカードに係るICカードリーダーライタの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ 電話番号 0120-95-0178

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp —